

ファッション業界にとっても重大な問題

シャトウーシュを買わないで

トレンドの担い手であるファッション業界関係者の皆様。年々環境問題への関心も高まるなか、世界的に絶滅のおそれのある動物を使ったおしゃれはカッコ悪いと思いませんか。ワシントン条約にはいまや172カ国が加盟しており、国際的な常識ともなっています。ワシントン条約で国際取引が禁止されている動物を使ったシャトウーシュの購入はやめるよう広く呼びかけてください。



© TRAFFIC East Asia

シャトウーシュをご存知ですか？

人間の毛髪の5~7分の1の細さのチベットアンテロープ（チルー）の毛で作った高級毛織物（主にショール）。指輪を通り抜けるほど滑らかなためリングショールとよばれています。

こんな動物を原料にしています

©共同通信社提供

チベットアンテロープ（チルー）
偶蹄目ウシ科
学名：

Pantholops hodgsonii

中国のチベット自治区、青海省、四川省、インドのカシミール地方東部の標高3700~5500mの高原のステップ地域に生息する。



IUCNレッドリスト2006：絶滅危惧種 (EN)
ワシントン条約：附属書 I
(商業目的での国際取引禁止)

! 2008年の北京オリンピックのマスコットイメージにも起用

なぜシャトウーシュを買っちゃいけないの？

生息数が減り世界的に取引が禁止されているチベットアンテロープが、高級毛織物であるシャトウーシュを作るために密猟・密輸される可能性があるからです。かつてチベットアンテロープが年間2万頭の密猟されていたそうです。

●ショール1枚←3~5頭の毛が必要。

個体数：20世紀前半 約100万頭

⇒75,000頭以下 (1998) ⇒約15万頭 (2006)

※保護対策や地域住民の意識向上により近年回復の兆しをみせているようです。

シャトウーシュを買うと…

↓
需要増加

↓
原料となる毛を高額で取引

↓
密猟誘発

↓
チベットアンテロープの個体数減少

海外から持ち込むことも、国内で売買等することも原則的にできません！



©トラフィックイーストアジアジャパン

チベットアンテロープの製品（毛織物など）

1. 原則輸入禁止 — 「ワシントン条約」
※輸入、おみやげなど海外旅行先で購入したものを持ち込み禁止
2. 国内での売買も原則禁止 — 「種の保存法」
※規制を知らないで購入しても罪に問われます。

1980年~2005年に商業的な合法輸入の記録はありません。

(UNEP-WCMC CITES Databaseより)

日本人にとっても無関係ではありません！

- 世界各国での違法事例のほかに、日本国内でも2001年にシャトウーシュのショールが都内のブティックで販売され、「外為法」および「種の保存法」違反で関係者が逮捕されました。
- 近年、生息国以外の地域で日本人をねらったシャトウーシュのショールの売り込みがなされているとの情報があります。（例：タイのバンコク／観光客を対象とした高級品店）